

仕 様 書

この委託業務は、冷暖房設備、空調・換気設備、給排水衛生設備及びその他の電気設備等の保守点検及び運転管理を主たる任務とし、委託業務全般について、関係法令に基づき業務を実施し、設備の円滑かつ経済的な運転、事故の未然防止及び設備の機能低下の防止を図るものとする。

1 業務対象施設

広島市佐伯区役所（概要は、別紙1のとおり）

2 業務実施日時

業務委託に従事する日は、「広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日広島市条例第49号）」に規定する市の休日以外の日（別表1の年間業務日数参照）とし、午前8時15分から午後5時15分までの空調冷暖房が可能となるよう従事する。ただし、7月1日から9月30日までの間は、午前8時15分から午後6時までとする。

ただし、発注者が休日に実施することが適当と認められる業務については、発注者・受注者協議のうえ、実施するものとする。

3 委託業務内容

(1) 保守点検業務

- ア 庁舎内設備機器を定時に巡視し、機能点検を行うことで状態を把握する。
- イ 必要に応じ機器の清掃、注油、調整等を行い、常に良好な状態を維持する。
- ウ 設備機器等が故障時は、軽微な修理を行う。
- エ 事故、故障、破損等のあった場合は原因の究明を行う。

(2) 運転管理業務

- ア 設備機器運転中は、常時、機械監視室において運転状況を監視することで、負荷容量に応じて設置された機器の機能を常時良好に保持する。
- イ 設備機器の運転操作・運転状況の監視及び点検調整・運転記録の作成を行う。
- ウ 設備機器の運転について十分把握し、万一、運転異常が発生した際は、適切な応急処置を行い、速やかに本市係員に連絡する。

4 保守点検、運転管理の詳細

(1) 自家用電気工作物

- ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく主任技術者の選任及び同法に定められた主任技術者の行うべき業務
- イ 広島市電気設備保安規程（昭和40年訓令第9号）別表第3（別添）の点検項目に基づく業務
- ウ B種接地線の漏洩電流測定（1回/週）
- エ 各種回路の電流測定（1回/週）
- オ 継電器盤内のリレーの点検、清掃の実施（1回/年）
- カ 疑似停電による非常用発電機への自動切替え試験の実施（1回/年）
- キ 非常用発電機の手動運転
- ク 諸官公庁への書類の提出、手続、報告等
- ケ 設備の運転、操作、点検、調整
- コ 記録簿、図書、工具、計器、予備品等の整理・管理
- サ 事故時の措置及び報告並びに故障及び不調時の原因の究明

- シ 巡視、点検、測定等により、異常箇所（不良箇所）を発見した場合の措置
- ス その他事故の未然防止や設備の機能維持のために必要な業務

(2) 電気設備

- ア 日常巡視点検、手入れ、測定、調整
- イ 電気室、電動機の設置されている室等の整理、清掃
- ウ 記録簿、図書、工具、計器、予備品等の整理・管理
- エ 照明灯の取替
- オ 避雷設備の点検
- カ 電気使用量の計量、記録
- キ 蓄電池への均等充電
- ク その他事故の未然防止や設備の機能維持のために必要な業務

(3) 空調冷暖房設備及び機械換気設備

- ア 保守点検項目（別紙2）に基づく空調冷暖房設備及び機械換気設備の機能点検、清掃、調整
- イ 空調冷暖房設備及び機械換気設備の運転、操作、調整及び運転時間、内外温湿度の監視記録、検討
- ウ 蓄熱槽の水量及び温度の管理
- エ 潤滑油等の補給及び取替
- オ エアークフィルターの点検、清掃、取替
- カ 設備機械室その他関連諸室の整備、清掃
- キ 記録簿、図書、工具、計器、予備品等の整理・管理
- ク 事故発生時及び異常箇所発見時の措置
- ケ その他事故の未然防止や設備の機能維持のために必要な業務

(4) 給排水衛生設備

- ア 保守点検項目（別紙2）に基づく給排水衛生設備の機能点検、清掃、調整
- イ 水質に影響を与える事態が発生したときの緊急措置
- ウ 上水、ガスの使用量の計量、記録
- エ 各ポンプの運転調整
- オ 排水ポンプの絶縁抵抗測定（1回/月）
- カ 機械室その他関連諸室の整備、清掃
- キ 記録簿、図書、工具、計器、予備品等の整理・管理
- ク 給水の色、濁り、臭気等の日常点検及び残留塩素の測定（1回/週）
- ケ その他事故の未然防止や設備の機能維持のために必要な業務

(5) 消防施設の監視並びに非常時及び故障時の操作、放送等

(6) 地下燃料タンク

- ア 日常点検（1回/週）、消防法に基づく地下貯蔵タンクの定期点検の実施（1回/月、1回/年）
- イ 記録簿の作成

(7) ドア（自動ドアを除く）等

- ア ドア及びサッシの開閉調整
- イ ドア及びシャッターの機能点検
- ウ その他事故の未然防止や設備の機能維持のために必要な業務

(8) 軽微な修理等の実施

設備機器等に軽微な故障（別表3の故障（修繕）項目一覧参照）が発生した場合は、即時に修理作業に着手する。

(9) 建築基準法に基づく定期点検等

- ア 建築設備（昇降機を除く）定期点検（1回/年）
- イ 点検に伴い設備の現状を詳細に把握し、不具合・事故発生を未然に防止するよう、計画的に日常保守点

検業務を行うこと。

ウ 点検結果については、建築基準法に定める建築設備定期点検項目表を作成し提出すること。なお、建築設備定期点検項目表による指摘項目については、その指摘内容の詳細について報告書・写真（必要に応じて）を作成し、併せて提出すること。

(10) フロン排出抑制法に基づく定期点検等

ア 第一種特定製品の定期点検の実施（1回／四半期）

イ 点検に伴い設備の現状を把握し、不具合・事故発生を未然に防止するよう計画的に保守点検業務を実施する。

(11) 立会等

発注者が、別途契約により実施している業務及び設備管理上関係のある業務についての立会い及びこれに関する記録を作成し、提出するものとする。業務の実施に当たり、上記2に定める日以外に行われる場合も同様とする。

(12) その他

ア 火災・緊急事態が発生した際の初動措置の実施

イ その他、発注者の指示・依頼による保守点検・運転管理業務の実施

5 業務実施に当たっての留意事項

(1) 受注者は、監視室に常に人員（運転管理要員）を配置し、安全な運転操作を行うとともに、設備の保守点検及び事故・故障・破損等の発生時に対応するため、別途、機械室へ必要な人員（保守点検要員）を午前8時15分から午後5時15分までの間は配置すること。

(2) 受注者は、委託業務の実施に当たっては、電気設備・空調冷暖房設備等当該業務にかかる機器の取扱いに精通したもの（別表2の従事する職員の要件参照）に従事させるものとする。

(3) 従業員は、常に受注者名入りの統一した衣服及び名札を着用するものとする。

6 報告事項等

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の住所、氏名等を報告するとともに、前項(2)の要件を満たすことを証する書類の写しを提出して、その承認を得なければならない。現場責任者又は従業員に変更があったときも、また同様とする。

(2) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を受けなければならない。

(3) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は業務日誌及び月間報告書とし、業務日誌は毎日（休日等の場合には翌日）前日分を提出し、月間報告書は翌月の10日（ただし、3月分については3月31日）までに提出して、それぞれ発注者の確認を受けるものとする。

7 経費の負担等

委託業務に必要な経費のうち、電気料、上下水道使用料及びガス料並びに次に掲げるものは発注者の負担とする。

(1) 燃料・潤滑油

(2) 軽微な修理に必要な材料

8 その他

(1) 受注者は、次年度の受託業者が業務に支障をきたさないよう十分なる引継を行わなければならない。

(2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

[別表1]

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間業務日数	240日	242日	242日	244日

[別表2]

区分	従事する職員の要件
保守点検要員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三種電気主任技術者免状以上の資格を有するもの ・ 甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者の資格を有するもの ・ 当該施設と同種、同規模の設備機器が設置された施設において設備保守業務に、過去に1年以上従事した実績があること ・ 令和7年度契約業者から事務引継ぎを受けることで、本契約の保守点検業務の全般について掌握し、業務を完全に履行することが可能であること ・ 仕様書に定める点検・業務を実施する資格を有すること <ul style="list-style-type: none"> * 建築基準法に基づく建築設備の定期点検、各種コンセント・スイッチの新設など * 消防法に基づく地下貯蔵タンク（軽油）の定期点検など
運転管理要員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設と同種、同規模の冷暖房設備の運転管理業務に、過去に1年以上従事した実績があること ・ 令和7年度契約業者から事務引継ぎを受けることで、本契約の運転管理業務の全般について掌握し、業務を完全に履行することが可能であること <ul style="list-style-type: none"> * 事務引継ぎを受けるため、契約後業務開始日までに、令和7年度業務の従事者と共に連続して10日間以上、実際に業務を行うこと

[別表3]

区 分	故 障 (修 繕) 項 目 一 覧
電気設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蛍光灯具 (安定器含む。) 一式の取替、蛍光灯樹脂カバー取付調整 ・ 非常灯 (ミニクリプトン電球) 交換 ・ コンセント・スイッチの新設・増設・移動、コンセント露出部へのカバー蓋取付 ・ 案内表示板コンセント断線修理 ・ 電線路の回路変更 (配電盤内ブレーカー間での切替)
空調冷暖房設備・ 機械換気設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷温水・冷却水ポンプのグランドパッキン取替 ・ ファンコイルポンプのグランドパッキン追加・調整 ・ 冷温水・冷却水ポンプの点検 ・ 消火ポンプ・スプリンクラーポンプの点検 ・ 各ポンプの錆落とし、錆止め・ペンキ塗り ・ ファンコイルドレンパン詰まり修繕 ・ 冷却塔のファングリスマップ、Vベルト調整 ・ 空調機用アネモネ、パッケージエアコンの風量調整
給排水衛生設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの洗浄弁の調整及び各種装置の水漏れ及び排水詰まりの補修 ・ トイレピストンバルブ、押し棒部取替 ・ トイレ手洗器のレバーハンドル取付 ・ トイレせっけんタンクの押し棒・パッキン取替 ・ 洗面台の漏水補修 ・ 擬音装置の電池交換 ・ 各種パッキンの取替 ・ 水槽の減水センサー用リレー取替 ・ 配管漏水箇所 (ピンホール) の補修 ・ 受水槽自動給水弁ワン型パッキン、シートパッキンの取替 ・ 防火水槽満水警報発令後の水抜き作業
ドア等建築設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扉・窓等ヒンジ、取手及び戸車の交換・修理 ・ バルコニー引戸開閉不良修繕、ストッパー・クッションゴム取付 ・ 引戸窓の固定金具取替 ・ 回転窓の固定金具取付部補修、回転窓の固定金具引っ掛け補修 ・ 扉取替、ドアチェック取替 ・ 扉の鍵取替 ・ 扉の開閉難の補修
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議机、椅子の点検・ネジ締、修理 ・ 案内看板補修 ・ 屋内外のタイル害れ箇所の補修 ・ トイレ間仕切り壁の隙間補修、トイレ床面のタイル外れ接着取付 ・ 壁面のコーナーアングル外れの補修、表示看板の取付 ・ 床配線モール取付
上記項目に準ずるその他の故障・修繕作業	



建物及び設備の概要（佐伯区役所）

○ 建物の概要

- 1 構造・規模 本館 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階建 付属棟 鉄骨造 地上2階
- 2 敷地面積 8,174.29 m²
- 3 延床面積 7,732.6 m²(本館)、508.65 m²(付属棟)
- 4 各階別面積 本館 地階 1,152.71 m²

1階	1,236.54 m ²	5階	1,047.18 m ²
2階	899.7 m ²	6階	1,047.18 m ²
3階	1,046.72 m ²	塔屋2階	111.06 m ²
4階	1,047.18 m ²	塔屋2階	144.06 m ²

付属棟 1階 252.46 m²
2階 256.19 m²
- 5 竣工年月日 昭和57年7月30日

○ 主要設備構成

1 空気調和設備

(1) 熱源設備

空冷ヒートポンプチラー 屋上

冷房能力 180kW	冷水量 516.7 l/min	2台
暖房能力 180kW	温水量 516.7 l/min	

(2) ポンプ 片及込渦巻型

ア 冷温水二次ポンプ(南側ファンコイル系統)	搭屋1階	動力 1.5kw	1台
イ 冷温水二次ポンプ(北側ファンコイル系統)	搭屋1階	動力 1.5kw	1台
ウ 冷温水二次ポンプ(空調機系統)	搭屋1階	動力 5.5kw	1台

(3) 空気調和機縦型エアハンドリングユニット

ア 1階系統	1階	冷却能力 70,000kcal/h	暖房能力 55,000kcal/h	1台
イ 2階系統	2階	冷却能力 41,000kcal/h	暖房能力 22,200kcal/h	1台
ウ 3階系統	3階	冷却能力 34,800kcal/h	暖房能力 23,500kcal/h	1台
エ 4階系統	4階	冷却能力 45,000kcal/h	暖房能力 29,000kcal/h	1台
オ 5階系統	5階	冷却能力 70,000kcal/h	暖房能力 55,000 kcal/h	1台

(4) パッケージ型エアコン地階厨房系統

ア 空気熱源ヒートポンプ式	地階機械室	冷却能力 75,000kcal/h	暖房能力 75,200	1台
イ 室内ユニット	地階	圧縮機 7.5Kw	×3台	
ウ 室外ユニット	2階屋上	圧縮機 0.4kw	×6台	

(5) 電気式空冷マルチパッケージエアコン

ア 天井埋込カセットタイプ(4方向吹出)	6階大会議室	冷房能力 16kw	暖房能力 18kw	3台
----------------------	--------	-----------	-----------	----

	6階大会議室	冷房能力 14kw	暖房能力 16kw	2台
	6階大会議室	冷房能力 11.2kw	暖房能力 12.5kw	4台
	2階倉庫	冷房能力 14kw	暖房能力 16kw	1台
イ	天井カセットタイプ(1方向吹出)	3階・4階・5階	冷房能力 4Kw	暖房能力 4.5kw 14台
		4階・5階	冷房能力 5kw	暖房能力 5.6kw 2台
ウ	天井埋込ダクト型外気処理エアコン	6階廊下	冷房能力 14kw	暖房能力 12kw 1台
エ	ビル用マルチ屋外機インバーター制御	塔屋	冷房能力 56kw	暖房能力 63kw 2台
		塔屋	冷房能力 14kw	暖房能力 16kw 1台
オ	天井埋込ダクト型インバーター制御	2階市民ホール	冷房能力 14kw	暖房能力 16kw 1台
カ	天井カセット(ツインタイプ)	6階EVホール	冷房能力 7.1kw	暖房能力 8kw 1台
キ	天井カセットタイプ(1方向吹出)	6階休憩室	冷房能力 3.6kw	暖房能力 4kw 1台
ク	天井吊型	3階会議室	冷房能力 7.1kw	暖房能力 8kw 1台
ケ	天井カセットタイプ(2方向吹出)	4・5階	冷房能力 4.0kw	暖房能力 4.5kw 3台
(6)	電気式空冷マルチパッケージエアコン(空冷ヒートポンプ式)			
ア	室外機	1階	冷房能力 28.0kw	暖房能力 31.5kw 2台
イ	天井カセット4方向	6階	冷房能力 7.1kw	暖房能力 8kw 1台
ウ	天井カセット4方向	6階	冷房能力 4.0kw	暖房能力 4.5kw 9台
エ	床置き埋め込みタイプ	1階	冷房能力 7.1kw	暖房能力 8kw 8台
(7)	ウオースルー空調機			
ア	4階	冷房能力 2.24kcal/h	暖房能力 2.24kcal/h	6台
イ	3・4・6階	冷房能力 3.15kcal/h	暖房能力 3.15kcal/h	14台
(8)	ファンコイルユニット			
	1・2・3・4・5階	冷房能力 210kcal/h	暖房能力 1.43kcal/h	58台
(9)	セパレートエアコン空冷ヒートポンプ式			
ア	地階(壁掛型)	冷房能力 2.24kcal/h	暖房能力 3.705kcal/h	2台
イ	地階(壁掛型)	冷房能力 2.25kcal/h	暖房能力 3.25kcal/h	1台
ウ	附属棟(壁掛型)	冷房能力 2.25kcal/h	暖房能力 3.25kcal/h	3台
(10)	全熱交換機(床置設置型)			
ア	6階空調機械室	風量 7,500 m ³ /H		1台
イ	塔屋2階	1~5階事務室系統(壁置型固定式)	風量 18,010 m ³ /H	1台
ウ	6階	6階個室系統 天井埋込型	風量 350 m ³ /H	8台
(11)	給気ファン片吸込シロッコ型			
ア	塔屋2階	1~5階全熱交換機系統(床置型)	風量 18,010 m ³ /H	1台
イ	地階	厨房(食堂)系統(天吊型)	風量 5,000 m ³ /H	1台
ウ	地階	地階系統(天吊型)	風量 11,000 m ³ /H	1台
エ	地階	自家発電系統(天吊型) 地階	風量 28,000 m ³ /H	1台
(12)	排気ファン片吸込シロッコ型			
ア	塔屋2階	1~5階全熱交換機系統(床置型)	風量 18,010 m ³ /H	1台

イ 搭屋 2階	厨房(食堂)系統 (床置型)	風量	5,500 m ³ /H	1台
ウ 地階	地階系統(天吊型)	風量	9,000 m ³ /H	1台

2 電気設備

(1) 受変電設備

- ア 受電電力 三相三線 6.6KV
- イ 変圧器 三 相 400KVA (動力)
- 単 相 300KVA (電灯)
- 三 相 200KVA (非常)

(2) 自家発電設備

- ア ディーゼル機関 1台
- 形式 立形水冷4サイクルディーゼルエンジン
- 定格出力 375 k w
- 燃料 軽油
- イ 発電機 1台
- 形式 回転界磁形、解放保護自己通風式
- 容量 375KVA
- 電圧 6,600V
- ウ 燃料槽 (軽油) 地下タンク容量 6,000 リットル 小出槽容量 490 リットル

(3) 蓄電池設備

- ア 直流電源装置用 容量 200A h 54セル
- 蓄電池 シール型鉛蓄電池
- イ 自家発電装置用 容量 200A h 12セル
- 蓄電池 シール型鉛蓄電池

(4) 避雷針設備 1式

(5) 電灯コンセント設備

- ア 施設内蛍光灯照明 1式
- イ 誘導灯、非常照明 1式

(6) 弱電設備

- ア 放送設備 1式
- イ 電気時計設備 1式
- ウ 防災設備(自動火災報知設備、非常放送設備、防排煙設備)

(7) 中央監視装置 1式

3 給排水衛生設備

(1) 給水設備

- ア 受水槽 地階受水槽室 FRP製単板型パネルタンク (中仕切り板2槽式)
タンク容量 48.0 m³ 貯水容量 42.0 m³ (有効 29.6 m³) 1基
- イ 加圧給水ポンプユニット 地階ポンプ室
インバーター制御末端圧力一定方式 3.7kw 2台
2台自動交互並列運転
- ウ 汚水排水ポンプ 地階 貯留槽 3.7kw 2台
- エ 消火用補給水槽 搭屋 タンク容量 2000 1基
- オ 消火ポンプユニット 地階 7.5kw 1台
- カ 排水水中ポンプ 地階 2.2kw 1台
- キ 雨水排水ポンプ 1階 1.5kw 1台
- ク 汚水水中ポンプ 地階 2.2kw 2台

(2) 給湯温水器

- ア 小型電気温水器 14台
- イ ガス給湯器 6台

(3) その他

- ア 大便器 洋式 15台 和式 17台 身障者用 2台
- イ 小便器 29台
- ウ 洗面・手洗器 31台

項目		実施時期・回数	
空調・ 冷暖房設備及び 機械換気設備	冷凍機	運転中の外観、計測指示、異常音、水漏れ、過熱等、異常の有無の点検と機能 冷温水ポンプの運転状態の点検、異常の有無の確認	運転時・適宜
	蓄熱槽	冷温水の色、濁り、臭いの確認及びPHの測定 ポールタップによる補給動作の確認	年2回(冷暖房期) 年2回(冷暖房開始前)
	空調機及び 還気ファン	運転中の外観、計測指示、異常音、水漏れ、過熱等、異常の有無の点検と確認 冷温水ポンプの運転状態の点検、異常の有無の確認 モーターバルブ・ダンパの開閉状態の確認	運転日・適宜
		空調機内部(コイル表面、ファン翼部分、フィルター、ドレンパン、エリミネーター等)の点検、手入れ	年2回(冷暖房開始前)
		還気ファン内部(翼部分、ダクト部等)の点検、手入れ	年2回
		空調機の付属加湿器の動作点検、手入れ	年1回(加湿器運転開始前)
		空調機内部(コイル表面、ドレンパン、エリミネーター、加湿用スプレノズル等の汚れ状況)の点検	冷暖房運転期間中及び加湿器運転期間中、月1回
		空調機及び還気ファンのVベルトの点検、手入れ	年2回
		空調機及び還気ファンの軸受けへの注油	適宜
		温度調節計の指示とモーターダンパの連動動作の点検	年2回
		温度調節計の指示とモーターバルブの連動動作の点検	年2回(冷暖房開始前)
		各階廊下の還気口の清掃	適宜
	全熱交換機	運転中の外観、計器指示、異常音等の点検 内部(フィルター、ローター等)の点検、手入れ	運転日・適宜 年2回
		ファンコイル	モーターバルブの開閉状態の確認(集中制御型のみ) 各部の目視点検(冷暖房モードの切替を含む) フィルターの点検、手入れ 試験運転による冷暖房動作の確認
	機械換気 設備	排気ファン(便所・湯沸室系統)運転中の外観、計測指示、異常音、過熱等の点検	運転日・適宜
		排気ファン(便所・湯沸室系統)内部(翼部分等)及びVベルトの点検 手入れ	年2回
		便所・湯沸室系統以外の動作点検及び内部(翼部分、フィルター)、Vベルト等の点検、手入れ	適宜
		給・排気ファンの軸受への注油	適宜
	給排水設備	各設備(冷凍機を除く)の絶縁抵抗の測定、記録 中間期における冷温水ポンプの試験運転 屋上の外気取り入れ口の清掃 パッケージエアコンのフィルターの清掃(サーバー室を除く)	年1回 適宜 年1回 適宜
		給水設備	受水槽(上水)の外壁の損傷、漏水、腐食等の目視点検 加圧ポンプの試験運転による運転電流及び異常音、漏水、過熱等の点検 上水用受水槽の通気管、水抜き管、オーバーフロー管の防虫網の汚れ、損傷等の目視点検 上水用受水槽のマンホールの密閉状態の点検
排水設備		加圧ポンプの絶縁抵抗の測定、記録 排水ポンプ(水中)試験運転 排水ポンプ(水中)試験運転による運転電流の点検 排水ポンプ(水中)試験運転による逆止弁の動作確認 各排水槽内の目視点検(水中ポンプの動作を含む) 排水ポンプ(水中)の絶縁抵抗の測定、記録	年1回 適宜 月1回
		水洗便所の電気回路の絶縁抵抗の確認	年2回



○広島市電気設備保安規程

昭和40年9月30日

訓令第9号

第1章 総則

(趣旨)

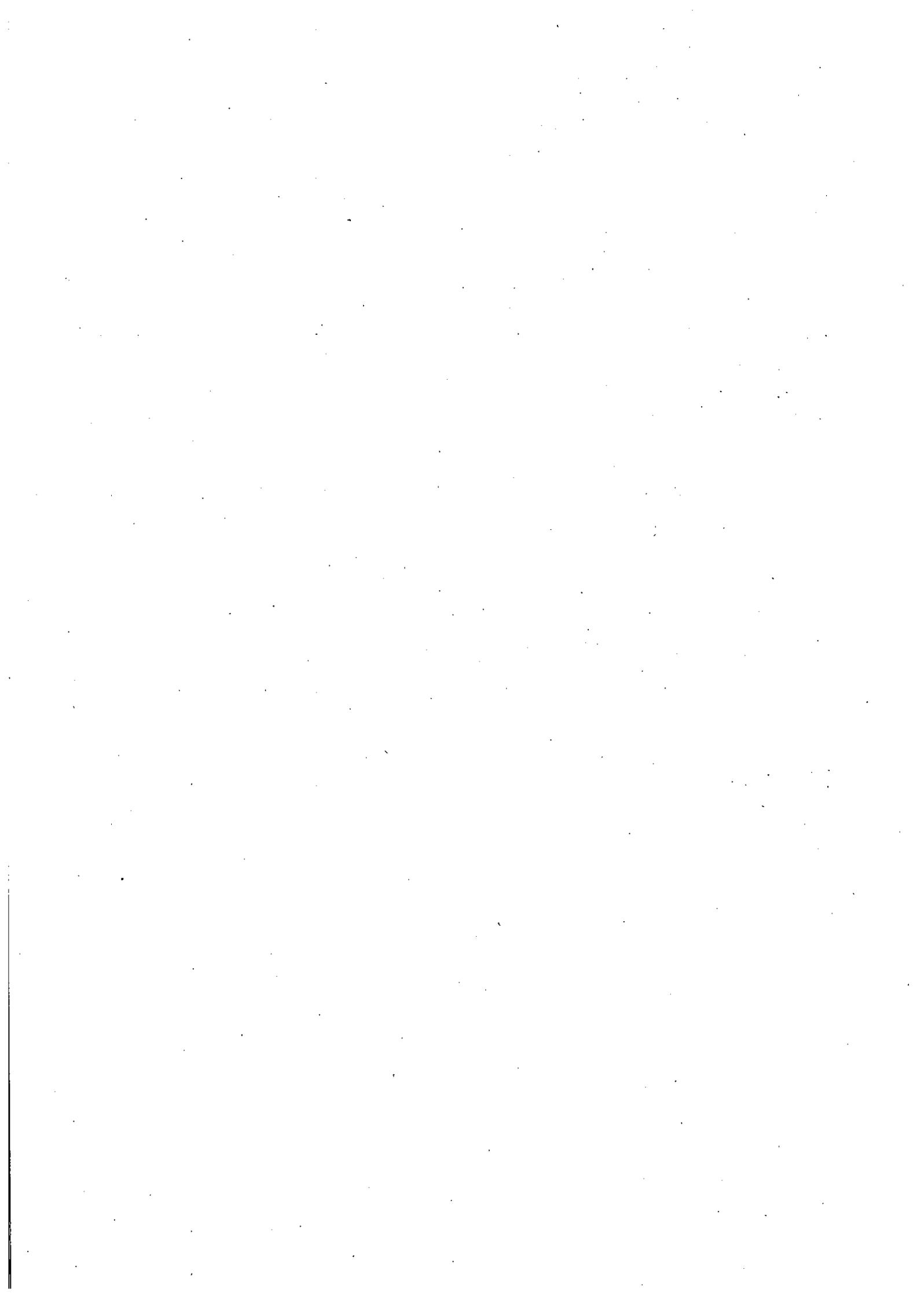
第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき本市が総括管理する電気工作物の工事、維持及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

6 別表第1の(1)の表に掲げる施設及び工事中の施設について主任技術者を別表第2のとおり配置する。

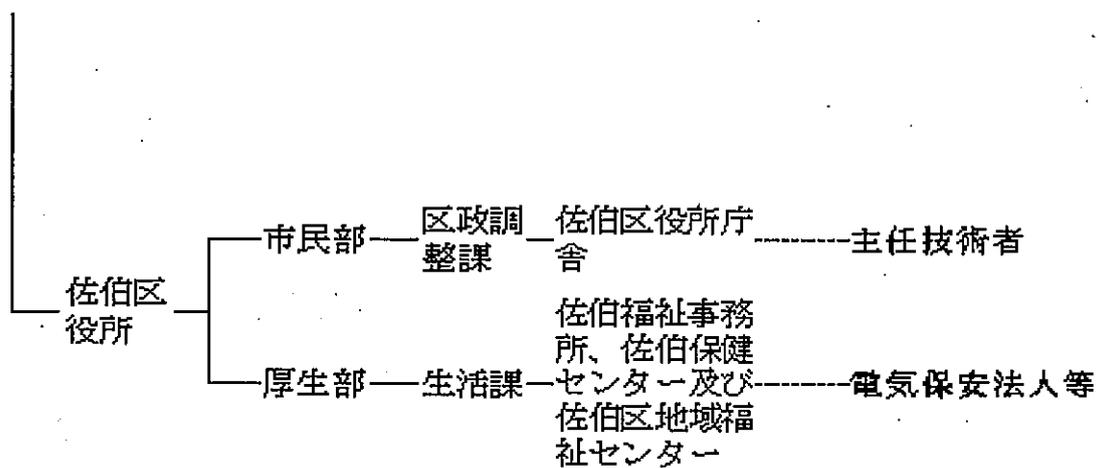
別表第1（第2条、第5条、第6条、第22条関係）

(1) (2)の表に掲げる施設以外の施設

施設名	管理責任者	管理責任者を補佐する者
佐伯区役所庁舎	佐伯区役所市民部区政調整課長	電気係長



広島市電気保安規定 別表第2 (第2条関係)





別表第3（第11条関係）

（平20訓令14・全改、令5訓令4・一部改正）

(1) 定期点検基準

区分	点検対象	周期
発電設備	蒸気タービン	2年
	ボイラー等（附属設備を除く。）	1年
	ガスタービン	1年
	発電機（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成29年通商産業省令第52号）第1条第1項第3号に規定する発電所に設置されるものに限る。）	2年
受電設備及び変電設備	ガス絶縁開閉装置	6年
	断路器（ガス絶縁開閉装置に係るものを除く。）	3年
	負荷開閉器	2年
	油遮断器	1年
	遮断器（ガス絶縁開閉装置に係るもの及び油遮断器を除く。）	3年
配電設備及び負荷設備	電線、低圧機器等主要な電気工作物	1年

備考

- 1 蒸気タービンとは、規則第94条第1号イに規定する蒸気タービン本体をいう。
- 2 ボイラー等とは、規則第94条第1号ロに規定するボイラー、同号ハに規定する独立過熱器及び同号ニに規定する蒸気貯蔵器をいう。
- 3 ガスタービンとは、規則第94条第1号ホに規定するガスタービンをいう。

(2) 測定試験基準

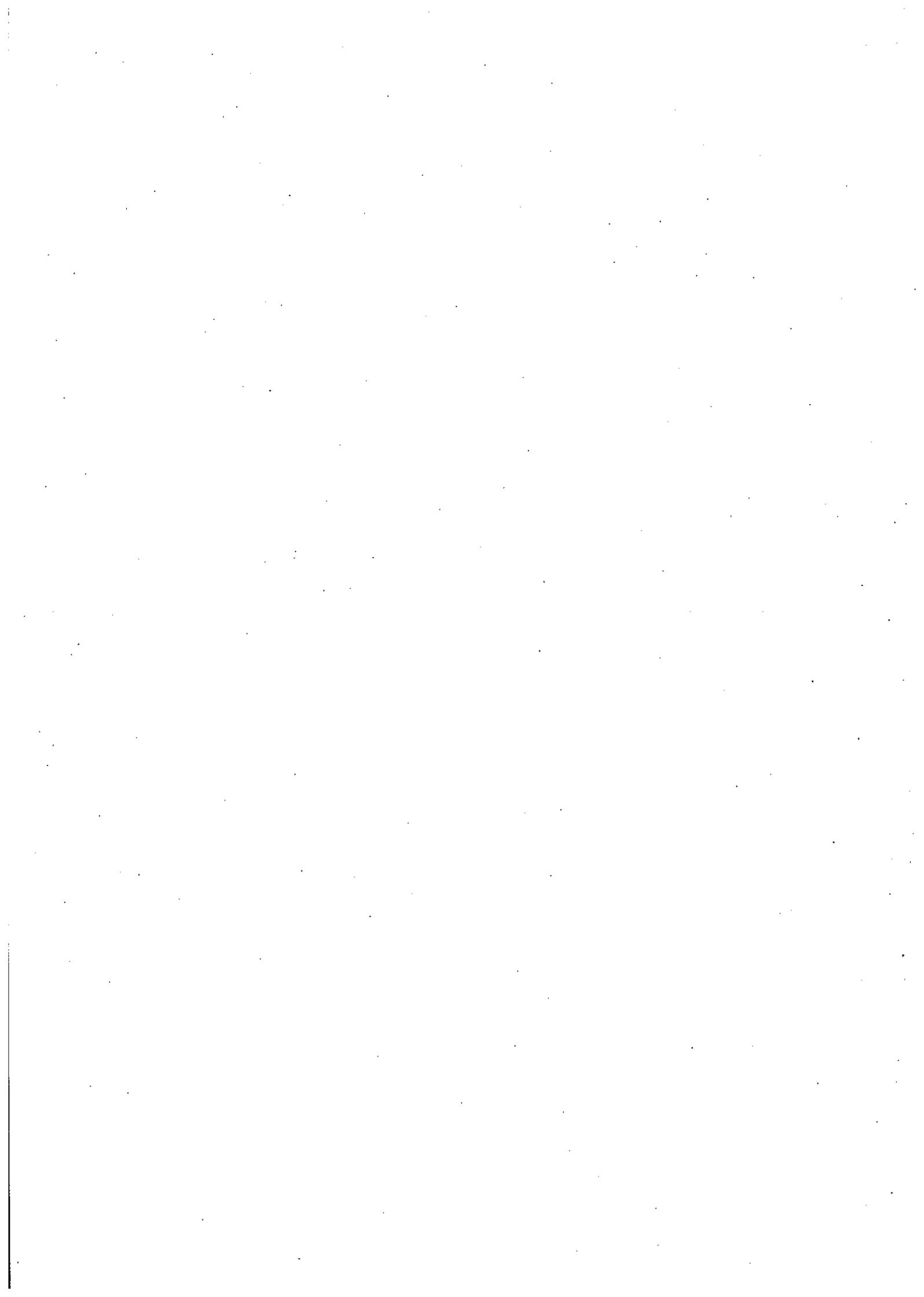
区分	試験項目	周期
発電設備	絶縁抵抗測定	1年
	接地抵抗測定	1年
	保護継電器動作特性試験	1年
	保護継電器連動試験	1年
	制御装置動作試験	1年

受電設備及び変電設備	絶縁抵抗測定	1年
	接地抵抗測定	1年
	保護継電器動作特性試験	1年
	保護継電器連動試験	1年
	蓄電池の比重及び液温の測定並びに各電池の電圧測定	1年
配電設備及び負荷設備	絶縁抵抗測定	1年
	接地抵抗測定	1年

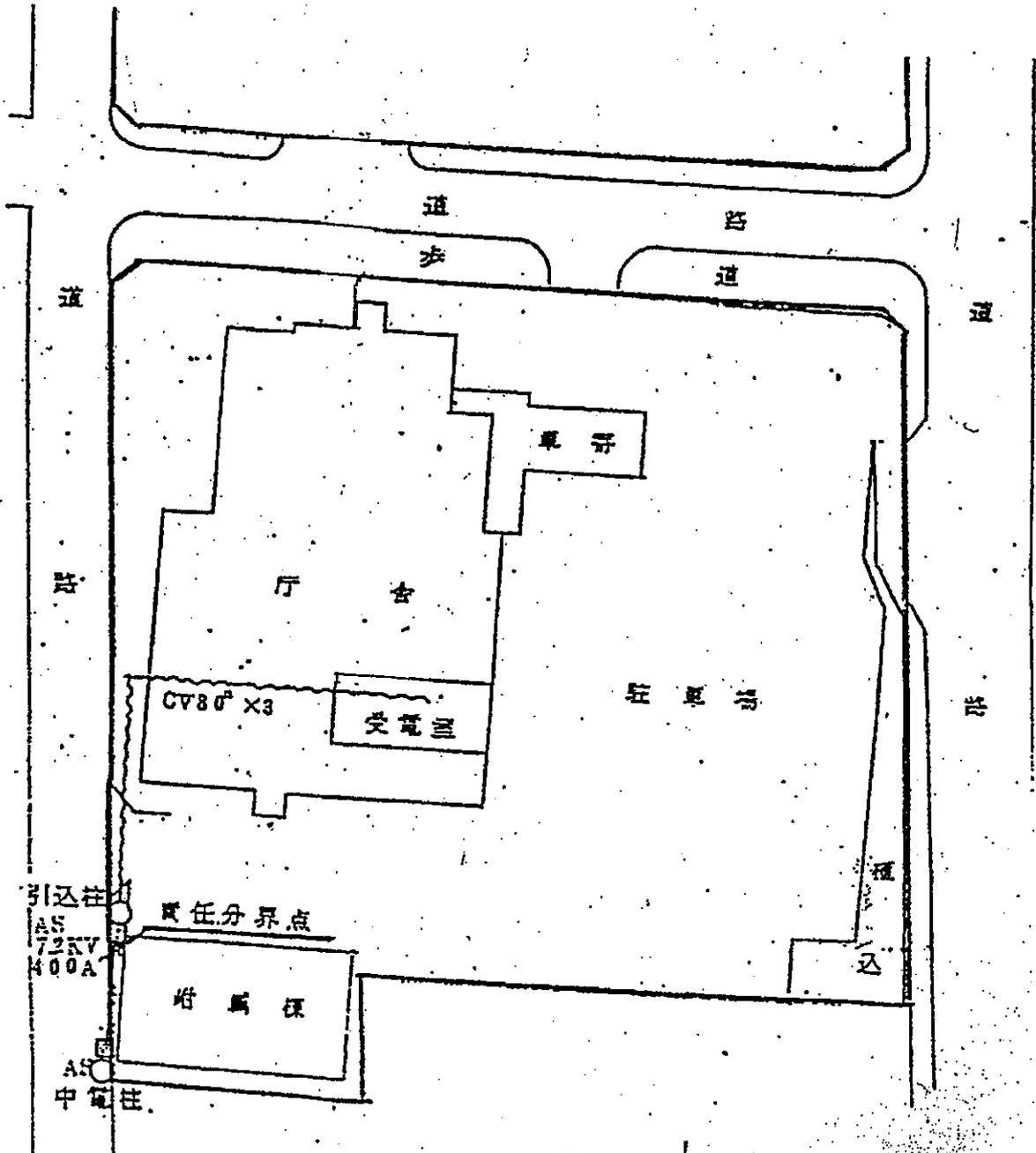
備考 管理責任者は、必要と認めるときは、3年を超えない範囲で基準の周期を変更することができる。

自家用電気工作物の概要

設置者	名称	広島市		
	所在地	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号		
事業場	名称	佐伯区役所		
	所在地	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号		
最大電力		380KW		
電気設備容量		900KVA		
受電電圧		6600V		
責任分界開閉器		気中開閉器	7.2KV	400A (地絡継電器付)
受電電力遮断器		真空遮断器	7.2KV	125KA 600A (160MVA)
非常用予備発電装置		32φ	7.2KV	375KVA



電気使用区域図



佐伯区役所
単線結線図

中電社 中島線 公仕分岐4号
AS 7200V 200A

